

# 広報 はむら

4月15日号  
令和4(2022)年

大正土手で咲き誇る枝垂桜は  
羽村市制10周年を記念して  
福島県人会から贈られた三春の  
滝桜なんだって。市外からも  
たくさんの方がこの美しい桜を  
見に来ていたりん♪  
(3月28日撮影)



広報はむら

令和4年4月15日号

令和4(2022)年4月15日発行 第1067号  
【発行】羽村市 【編集】羽村市秘書広報課

URL = <https://www.city.hamura.tokyo.jp/> / [102000@city.hamura.tokyo.jp](mailto:102000@city.hamura.tokyo.jp)  
〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘5-2-1 ☎042-555-1111 ③336 FAX 042-554-2921

## 親水公園に水あそび場がオープンします

ゴールデンウィークに、水上公園の一部（親水公園）を水あそび場として開放します。

期 間 4月28日(木)～5月8日(日)の午前9時～午後4時30分

### 【利用上の注意】

- 小さなお子さんには保護者の付添いをお願いします。
- けが防止のため、はだしで遊ばないでください。
- ごみは、必ず持ち帰ってください。



- ※更衣室・シャワーは利用できません。
- ※駐車場はありません。公共交通機関、自転車または徒歩でお越しください。
- ※気象警報発令時などは臨時休園する場合があります。
- ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開園状況が変更になる場合があります。

問合せ 土木課公園管理係 ☎283

はい!

## こちら消費生活センター

お試し1回のつもりが定期購入に

問合せ 消費生活センター ☎41



【事例】  
中学生の娘が無料動画サイトの  
広告を見て、母親に無断で500  
円の除毛クリームを注文した。数  
日後に届いたが、6回の定期購入  
コースであること、2回目以降の  
商品代金が9980円と高額であ  
ることが分かり、すぐに解約しよ  
うと連絡したがつながらない。ど  
うしたらよいか。

### 【回答】

今回の相談では、未成年者が親  
権者の同意を得ずに契約したので契  
約の取消しができるため、消費生活  
センターから販売店に通知したこ  
ろ、取消しが認められました。

SNSの広告を見て申し込んだ商  
品のトラブルが増加しています。1  
回だけのつもりで注文したら、2回  
目からは高額となる定期購入だっ  
たというトラブルは以前からもあり  
ました。このトラブルの増加を受け  
て、今年の6月1日からは、申込み

の最終画面に契約内容(商品の分量、  
販売価格、支払いの時期・方法、引  
渡し時期、返品や解約方法、連絡  
先・条件、期限のある場合の申込期  
間)を表示することが義務付けられ  
ます。また、定期購入ではないと誤  
認させる表示により申し込んだ場合  
に、申込みを取り消すことができる  
ようになります。

### 【アドバイス】

商品を注文する際には「初回無  
料」や「お試し価格」という広告  
の文言を安易に信用せず、最終確  
認画面で契約内容や解約条件・返  
品特約などをしっかり確認しま  
しょう。

また、4月から成年年齢が18歳  
に引き下げられたので、18歳・19  
歳の方は、今回の相談のような未  
成年者の契約取消しはできなくな  
りました。契約に当たっては、内  
容や条件をよく確認しましょう。

愛情ギュッとす〜っとはむら



市公式サイト



市公式PRサイト



Twitter



Facebook



Instagram



YouTube

